

平成26年 3 月25日

株 主 各 位

本店所在地 東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
本社所在地 京都府京都市中京区烏丸通押小路
上ル秋野々町 535 番地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 熊野英介

配当金にかかる税金のご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、平成26年 3 月25日開催の当社第 4 期定時株主総会において、1 株あたり10円の配当金をお支払いすることが決議され、平成26年 3 月26日より配当金のお支払いの手続きを開始させていただきます。当該配当金は『その他資本剰余金を原資とする配当金』であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得」及び「みなし配当」にはあたりませんので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

なお、このご案内は、今回の『その他資本剰余金を原資とする配当金』についての税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご通知するものであり、株主の皆様に必要な税務上のお手続きの全てをご説明しているものではありませんので、ご承知おきください。具体的な税務上の手続きについては、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

(1) 今回の配当の所得区分について

- 今回の配当金は、税法上、資本の払戻しとしての取扱となります。
- 今回の配当金は、税務上の「配当所得」ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはならず、「配当控除」の対象ともなりません。
- 今回の当社配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、下記(3)のとおり「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について

- 税法の規定に従い、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②みなし譲渡相当部分の取得価額（従前の取得価額に純資産減少割合を乗じて得られる金額）」を控除した金額がみなし譲渡損益となります。
- 「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当します。算出方法は、次の通りです。

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②みなし譲渡相当部分の取得価額}$$

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額 (1株当たり0円)}$$

$$\text{②みなし譲渡相当部分の取得価額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 (0.016)}$$

- 上記計算の結果、みなし譲渡損益がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。
- この税金については株主各位において各自で申告していただく必要があります。具体的な税務上の取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて

- 税法の規定により、株主の皆様のご当社株式の取得価額の調整が必要となります。
- 調整式は次の通りです。

$$\text{1株あたりの新しい取得価額} = \text{1株あたりの従前の取得価額} - \left(\text{1株あたりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合 (0.016)} \right)$$

- 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様のご取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- 特定口座をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。

(4) 株主の皆様への通知事項

① 個人株主の皆様へのご通知事項（所得税法施行令第114条第5項）

純資産減少割合	0.016 (小数点以下第3位未満切上げ)
---------	--------------------------

② 法人株主の皆様へのご通知事項（法人税法施行令第23条第4項・第119条の9第2項）

金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻
当該事由が生じた日（配当の効力発生日）	平成26年3月26日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円
資本の払戻に係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合（純資産減少割合）	0.016 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻により減少した資本剰余金の額	11,692,790円

2. その他の参考情報

(1) 今回の配当（「その他利益剰余金」を原資とせず「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆さまに通常（「その他利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理をいただく事項について

- 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象には含まれませんので、原則として確定申告が必要となります。ただし、証券会社によっては計算対象とする場合もございますため、現にお取引のある証券会社にご確認をお願いいたします。

①特定口座で、《源泉徴収あり》の口座の株主さま

→現にお取引のある証券会社にお問合せください。

②特定口座で、かつ、①以外の口座の株主さま

→「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

③一般口座の株主さま

→「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

- 「取得価額の調整」が必要になります。

現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

(2) ご注意

この説明書でのお知らせは、今回の配当金の税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆さまにご通知すべき事項をお伝えするものであり、株主の皆さまの個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。

ご不明の点につきましては、下記「3.」のご照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。

このお知らせは、当社ホームページ（<http://www.amita-hd.net.co.jp>）にも掲載いたします。

3. 本件に関するご照会先

(1) この説明書についての一般的なご照会

当社 株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）

(2) 株主さま各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、または、最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署にご相談ください。

以 上